

ボランティア用ごみ袋の使用について

ボランティア用ごみ袋は、奉仕による清掃活動（道路や河川などの清掃・草刈り等）で収集したごみを処理するため、市から特別に配布をしています。

最近、このごみ袋の使用について、家庭から出るごみを入れてごみステーションに出すなど不適切な事案を確認していますので、ボランティア用ごみ袋を使用される際は下記事項をご確認のうえ、適切にご使用いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・ 地域のイベント（祭事・食事会等）や家庭から出るごみには、ボランティア用ごみ袋を使用することができません。
- ・ ごみステーションに出す際には、口元を十字にしっかり縛ってください。市が収集するまでの間に、生ごみなどの家庭ごみを入れ込む悪質な事案が発生しています。
- ・ 団体名欄に、必ず名前または団体名をご記入のうえご使用ください。
例：若草 太郎、〇〇自治会、〇〇老人会など
- ・ 収集車の火災を防止するため、燃やせるごみ・燃やせないごみの分別を徹底してください。
- ・ ごみの量が多い場合（目安は6袋以上）は、担当課までご連絡をお願いします。
ごみステーションに一度に大量に出されますと、通常の収集業務に支障が出るため収集できない場合がありますのでご協力ください。

※市が委託する清掃業務等（公園や公民センターなど）によるごみ収集は、契約先の各担当課へ直接ご連絡ください。

※指定管理者制度により、公の施設を管理する事業者または団体が、その施設の管理のために清掃を行う場合は、事業系一般廃棄物専用ごみ袋をご使用ください。（施設周辺の道路清掃等は除きます。）



今後も、美しい街づくりにご協力をお願いします。

【連絡先】

関市役所生活環境課

☎0575-22-3131（内線 1153）